

# 2016年度 法科大学院

## 第1期入学試験問題

### 4時限

## 民事訴訟法・刑事訴訟法

### (短答式)

## 試験時間合計 30分

#### 注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子の1ページから問題が掲載されています。
3. 試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は手を挙げて監督に知らせてください。
4. 解答用紙には受験番号および氏名の記入欄がありますので、監督の指示に従ってそれぞれ正しく記入してください。
5. 解答番号は、必ず解答用紙の解答欄の一つずつ記入してください。解答用紙の解答欄以外に記入された解答番号はすべて無効とします。
6. 解答用紙は各1枚しか配布しません。複数枚請求されてもお渡ししません。
7. 六法等の参照は一切できません。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 問題冊子の余白等は適宜使用してかまいません。
10. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

## [民事訴訟法]

**問1** 管轄に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 国内に主たる事務所がある法人を被告とする訴えは、被告の主たる事務所の所在地を管轄する裁判所に提起しなければならない。
2. 国内に主たる事務所がない法人を被告とする訴えは、被告の代表者の住所地を管轄する裁判所に提起することができる。
3. 財産権上の訴えは、義務履行地を管轄する裁判所に提起することができる。
4. 不動産に関する訴えは、不動産の所在地を管轄する裁判所に提起しなければならない。

**問2** 訴訟代理人に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 訴訟代理人の訴訟代理権は、制限することができない。
2. 訴訟代理人は、特別の委任を受けなければ、反訴の提起や反訴に関する訴訟行為をすることができない。
3. 訴訟代理人の訴訟行為は、当事者が直ちに取り消し、又は更正したときは、その効力を生じない。
4. 簡易裁判所においては、その許可を得て、弁護士でない者を訴訟代理人とすることができる。

**問3** 期日及び期間に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 口頭弁論及び弁論準備手続の期日の変更は、当事者の合意がある場合にも許される。
2. 弁論準備手続を経た口頭弁論の期日の変更は、やむを得ない事由がある場合でなければ、許されない。
3. 裁判所は、法定の期間を伸張し、又は短縮することができない。
4. 法定の期間については、裁判所は、遠隔の地に住所又は居所を有する者のために付加期間を定めることができる。

**問4** 訴訟要件に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 裁判所は、被告からの申立てがなければ、訴訟要件の存否を調査することはできない。
2. 裁判所は、事実審の口頭弁論終結時を基準時として、訴訟要件の存否を判断しなければならない。

ならない。

3. 裁判所は、訴訟要件の存否が明らかになる前に、原告の請求に理由があることが明らかになった場合であっても、請求認容判決をすることはできない。
4. 裁判所は、訴訟要件の存否が明らかになる前に、原告の請求に理由がないことが明らかになった場合であっても、請求棄却判決をすることはできない。

**問5** 争点及び証拠の整理手続に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 裁判所は、争点及び証拠の整理を行うため必要があると認めるときであっても、当事者の意見を聴いていなければ、準備的口頭弁論を行うことはできない。
2. 裁判所は、弁論準備手続の期日において、証拠の申出に関する裁判をすることはできるが、証拠調べをすることはできない。
3. 弁論準備手続の終結後に攻撃又は防御の方法を提出した当事者は、相手方に対し、弁論準備手続の終結前にこれを提出することができなかつた理由を説明しなければならない。
4. 高等裁判所においては、受命裁判官に書面による準備手続を行わせることができる。

**問6** 準備書面に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 口頭弁論は、地方裁判所においても簡易裁判所においても、書面で準備しなければならない。
2. 相手方の在廷していない口頭弁論においては、準備書面に記載した事実でなければ、主張することができない。
3. 原告又は被告が口頭弁論の期日に出頭しないときは、裁判所は、その者が提出した準備書面に記載した事項を陳述したものとみなし、出頭した相手方に弁論をさせることができる。
4. 裁判長は、特定の事項に関する主張を記載した準備書面の提出をすべき期間を定めることができる。

**問7** 証人尋問に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 証人尋問は、できる限り、争点及び証拠の整理が終了した後に集中して行わなければならない。
2. 裁判所は、職権で、何人でも証人として尋問することができる。
3. 未成年者を証人として尋問する場合には、宣誓をさせることができない。
4. 証人は、当事者に異議がないときは、書類に基づいて陳述することができる。

**問8** 書証に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 書証の申出は、文書を提出し、又は文書の所持者にその提出を命ずることを申し立ててしなければならない。
2. 文書提出命令の申立ては、書証の申出を文書提出命令の申立てによってする必要がある場合でなければ、することができない。
3. 裁判所は、文書の所持者に文書の提出を命じようとする場合には、文書の所持者を審尋しなければならない。
4. 文書提出命令の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができる。

**問9** 判決に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 裁判所は、訴訟の一部が裁判をするのに熟したときは、その一部について中間判決をすることができる。
2. 裁判所は、当事者の双方が口頭弁論の期日に出頭しなかった場合において、審理の現状及び当事者の訴訟追行の状況を考慮して相当と認めるときは、終局判決をすることができる。
3. 裁判所は、言い渡した判決に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、職権で、いつでも変更の判決をすることができる。
4. 判決の言渡しは、判決書の原本に基づいてしなければならない。

**問10** 訴えの取下げに関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 訴えの取下げは、書面でしなければならない。
2. 訴えの取下げの相手方は、訴えの取下げの書面の送達を受けた日から二週間以内に異議を述べないときは、訴えの取り下げに同意したものとみなされる。
3. 終局判決があった後に訴えを取り下げた者は、同一の訴えを提起することができない。
4. 訴えの取り下げを調書に記載したときは、その記載は、確定判決と同一の効力を有する。

(解答は全て解答用紙に記入すること)

## [刑事訴訟法]

**問1** 被疑者・被告人に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 被告人は供述拒否権を有するが、被疑者に供述拒否権はない。
2. 判例に照らせば、捜査機関は被疑者を取り調べることはできるが、被告人を取り調べることは許されない。
3. 捜査機関は、被疑者及び被告人と弁護人との接見交通につき日時等を指定をすることができる。
4. 通説及び実務運用によれば、被告人に証人適格はない。

**問2** 公的刑事弁護制度に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 被疑者国選弁護人制度は、死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役及び禁錮に当たる事件が対象となる。
2. 被疑者国選弁護人制度が立法されたため、当番弁護士制度は廃止された。
3. 公判前整理手続や即決裁判手続において私選弁護人がいない場合は国選弁護人が付される。
4. 少年事件については国選付添人が付されることがある。

**問3** 別件逮捕・勾留に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 判例に照らせば、別件逮捕・勾留とは、「専ら、いまだ証拠が揃っていない『別件』について被疑者を取り調べる目的で、証拠の揃っている『本件』の逮捕・勾留に名を借り、その身柄の拘束を利用して『別件』について逮捕・勾留して取り調べるのと同様の効果を得ることを狙いとしたもの」である。
2. 別件基準説とは、別件だけを基準に、その身体拘束の実体的要件の存否を厳密に審査すべきであり、かつ、それで足りるとする。
3. 本件基準説は、別件の身柄拘束についての実体的要件を備えていれば、本件を基準としても違法とならないとする。
4. 実体喪失説は、本件取調べの状況を検討するもので、別件捜査の進展状況等を考慮することはない。

**問4** 令状主義に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 令状主義によれば、一般探索的な搜索差押えは許されず、対象となる人や場所、目的物等を令状に明示させることが必要である。
2. 令状主義によれば、特定の被疑事実に関連する物が搜索場所に所在する蓋然性があることが、搜索を許す理由となる。
3. あらかじめ荷物が配送される場所を搜索場所とする搜索差押令状の発付を得ておき、配送がなされたことが確認され次第、その令状を執行することは令状主義に反する。
4. 複数の部屋がある建物であっても、それらを同一人が管理するものであれば、各部屋を個別に特定して搜索場所として記載していなくとも、令状主義に反したとはいえない。

**問5** 体液の採取に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 判例に照らせば、尿の任意提出を拒む者にカテーテルを用いて体内から強制的に採尿する場合の令状は搜索差押許可状であり、それには「医師をして医学的に相当と認められる方法により行わせなければならない」旨の条件を付さなければならない。
2. 判例に照らせば、1. の令状は、いかなる事件においても、必要と認められる限り発付される。
3. 判例に照らせば、1. の令状によっては、身柄を拘束されていない被疑者を採尿する医療施設などへ連行することはできない。
4. 強制的に血液を採取する場合、身体検査令状と搜索差押許可状の両方を得て併せて執行するのが実務運用である。

**問6** 検察官の訴追裁量に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 判例に照らせば、起訴には、起訴時の各種の証拠資料を総合勘案して合理的な判断過程により有罪と認められる嫌疑が必要である。
2. 検察官は、嫌疑があると判断しても、犯罪の情状や犯行後の状況を考慮して起訴しないことができ、これを起訴猶予という。
3. 判例に照らせば、起訴自体が職務犯罪を構成するような極限的な場合、公訴棄却の判決がなされる。
4. 判例に照らせば、検察官は、先行する抵当権設定行為について横領罪が成立する場合、後行の所有権移転登記行為を横領罪ととらえて起訴することは許されない。

**問7** 訴因の特定に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 判例に照らせば、訴因はできる限り特定されることが望ましいが、冒頭陳述で明確にされれば審理に影響はないため、訴因が特定していないとの理由で起訴が無効とされることはない。
2. 判例に照らせば、不法出国罪の起訴において、日時は約6年の幅を持ち、場所は単に本邦よりとしただけ、方法は具体的に表示されていない訴因の記載は許されない。
3. 判例に照らせば、共謀共同正犯の起訴において、共謀の日時、場所、内容等の記載が必要である。
4. 判例に照らせば、包括一罪の起訴において、個々の行為を特定する必要はなく、全体として特定する包括的記載で足りる。

**問8** 証拠開示に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 公判前整理手続が施行される前は、検察官手持ち証拠につき、裁判所が事前の全面開示を命ずることはできないが、裁判所が具体的事案によっては訴訟指揮権に基づいて証拠開示を命ずることができるとの判例により実務が運用されていた。
2. 公判前整理手続において、検察官は、証明予定事実を明らかにすると共に、その証明に用いる証拠の取調べを請求し、その証拠を弁護側に開示しなければならない。
3. 公判前整理手続において、弁護側は、特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために重要な一定類型に該当する検察官手持ち証拠の開示を請求することができる。
4. 公判前整理手続において、弁護側が主張を明らかにした場合、検察官はその主張に関連するすべての証拠を弁護側に開示しなければならない。

**問9** 類似事実による立証に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 起訴された犯罪事実と類似する事実を証拠とすることが許されるかという問題は、証拠能力の問題ではなく、証拠の証明力の問題である。
2. 判例に照らせば、前科事実は適切な人格評価を導くものであり、犯人性の立証において基本的に許容できる。
3. 判例に照らせば、併合審理を受けていて被告人が認めている犯罪事実を、犯人性の立証に用いることが許容される。
4. 判例に照らせば、前科により、故意、目的、動機、知情のような主観的要件を立証することが許容される。

**問10** 証明力を争う証拠（刑訴法328条）に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 判例に照らせば、証明力を争う証拠として提出された証拠によって犯罪事実を認定してはならない。
2. 判例に照らせば、証明力を争う証拠とは、証明力を争おうとする供述をした者の相反する自己矛盾供述に限られる。
3. 2. の見解は、法328条を伝聞法則の不適用ではなく、法321条以下の規定と同様に伝聞法則の例外と解していることになる。
4. 判例に照らせば、自己矛盾供述の存在の立証については厳格な証明を要する。

（解答は全て解答用紙に記入すること）